

資料編

■西原町子ども・子育て会議条例

平成25年9月10日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、西原町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(報酬)

第9条 町は、委員に対し、西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年西原町条例第46号)の定めるところにより、報酬を支給する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

■西原町子ども・子育て会議委員名簿

委員の任期は、平成31年3月27日から令和2年3月31日とする。

No.	氏名	所属・役職名
1	玉那覇 榮一	社会医療法人敬愛会ちばなクリニック 小児科医
2	大城 りえ	沖縄キリスト教短期大学保育科教授
3	宮城 茂光	西原町保育連絡協議会会長(さうんど保育園園長)
4	島尻 美恵子	海星学園(認可外保育園)園長
5	山内 奈保子	西原町学童保育連絡会代表(太陽学童)
6	宮城 むつみ	善隣幼稚園(認定こども園)理事長
7	多和田 祥子	西原町公立幼稚園代表(西原東幼稚園)
8	下地 裕子	民生委員児童委員協議会主任児童委員
9	池間 守	西原町PTA連合会長
10	大 恵 子	西原町行政区自治会長会代表(我謝自治会)
11	知花 勇輝	町民・公募
12	与儀 由紀子	町民・公募

第2期西原町子ども・子育て支援事業計画
〈ゆいまーるにしはらわらびプラン2020〉

発行年月日 令和2年3月
発行 西原町こども課
〒903-0220
沖縄県中頭郡西原町与那城 140 番地の1
TEL 098-945-5311
FAX 098-945-6770
